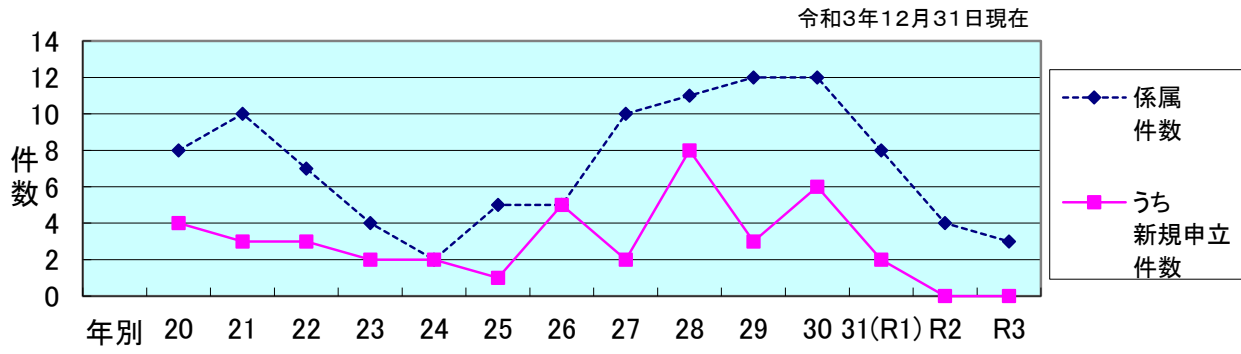


(第11表) 不当労働行為事件取扱件数の推移



(第12表) 不当労働行為事件取扱状況

令和3年12月31日現在

状 況		31(R1)	R2	R3		
係 属 状 況	前年からの繰越		6	4	3	
	新規申立		2			
	計		8	4	3	
	新 規 申 立	申 立 人	組 合	1		
			個 人	1		
			組合・個人			
		該 当 号	1			
			2	1		
			3			
			4			
			1・2			
			1・3	1		
			1・4			
			2・3			
			2・4			
			1・2・3			
		1・2・3・4				
		企 業 規 模	49人以下	1		
	50人～99人		1			
100人～499人						
500人～999人						
1,000人以上						
終 結 状 況	移 送					
	取 下		2			
	和 解	関 与	1			
		無 関 与			1	
		小 計	1		1	
	命 令 決 定	全 部 救 済				
		一 部 救 済			1	
		棄 却		1		
		却 下	1		1	
		小 計	1	1	2	
終 結 計		4	1	3		
次 年 へ 繰 越		4	3			
終結事件平均処理日数		494.3日	895.0日	632.0日		

(第13表) 不当労働行為事件一覧表

令和3年12月31日現在

事件 番号	業種	組合員数	該当 事項	請求する 救済の内容	申立 年月日	終結 年月日	所要 日数	調査 回数	審問 回数	証人	担当委員	終結 状況
		従業員数									◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	
30   4	建設業	700 (2)	1 2 3	一時金支給 誠実団体交渉及び団体交 渉応諾 謝罪文の交付、掲示及び新 聞への掲載	H30.11.2	R3.4.20	901	6	1	2	○向山 △成瀬 (△金森) △野呂	取下げ (無関与 和解)
		2										
元   1	運搬業、郵 便業	65 (1)	2	団体交渉応諾 謝罪文の提出及び掲示	R1.10.28	R3.1.14	445	4	-	-	○板垣 △楠本 (△石川) △村田	一部救済
		25										
元   2	製造業	個人申立	1	謝罪文の手交及び新聞の 掲載	R1.11.18	R3.5.20	550	1	-	-	◎吉田 ○楠原 △竹原 (△石川) (△浅野) △野呂	却下
		86										

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

1: 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)

2: 団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)

3: 支配介入(労働組合法第7条第3号)

4: 報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)